

マイナンバー制度における通知カードの交付等の廃止について

1 主旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正の施行に伴い、マイナンバー制度における通知カードの交付（再交付を含む。）、記載事項変更にかかる事務を廃止する。

2 概要

(1) 通知カード

通知カードとは、住民票を有する全ての住民に平成27年10月からマイナンバーを通知するため郵送された紙製のカード。

(2) 廃止する理由

公的個人認証（電子証明書）、個人番号カードの利用者・利用方法の拡大を企図し、マイナンバーカードへの移行拡大のため廃止する。

(3) 廃止以後のマイナンバーの通知

廃止以後、マイナンバーの通知は、通知カードに変わり個人番号通知書（マイナンバー、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日等が記載された書面）が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から送付される。

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年6月 通知カード廃止に伴い「世田谷区手数料条例の一部を改正する条例」を第2回区議会定例会に提案